



第2章 災害予防

第1節 水害及び土砂災害の防止

項 目	担 当
1 水害防止事業の推進	産業振興課、河川管理者、農業用排水施設管理者その他堤防・水門等の管理者
2 土砂災害防止事業の推進	総務課、建設課、県、土砂災害防止事業の各実施機関

ここに記されていない事項は、「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」に準ずる。

1 水害防止事業の推進

- (1) 地震による堤防や水門等の損壊に伴う水害の発生を防止するため、河川管理者、農業用排水施設管理者その他堤防・水門等の管理者は、それぞれが管理する施設について平常時から巡視・点検を励行し、危険度の高い箇所から順次計画的に補強又は改修を進めるものとする。
- (2) 村（産業振興課）は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

2 土砂災害防止事業の推進

地震による土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害の発生を防止するため、土砂災害防止事業の各実施機関は、土砂災害危険箇所を「砂防指定地」（砂防法）、「地すべり防止区域」（地すべり等防止法）又は「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）の指定の推進に努めるとともに、危険度の高い箇所から順次計画的に砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、又は治山事業を進める。

また、県は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に

基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等に関する基礎調査を行い、村長の意見を聴きながら、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定を行うものとする。

また、村（総務課）は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第2節 地震に強いまちづくりの推進

項 目	担 当
1 地震に強いまちづくりの推進	総務課、建設課、上下水道課
2 都市防災構造化推進事業の利用	総務課、建設課

1 地震に強いまちづくりの推進

(1) 計画策定

村（総務課）は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めるものとする。

(2) 都市計画

都市計画を定めるに当たっては、地震に強い都市構造の形成のため、必要に応じて「防火地域」又は「準防火地域」を定め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努めるものとする。

(3) 都市施設等

避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地帯などについては、「緑のネットワーク」＝「緊急時の避難路ネットワーク」として整備するとともに、あわせて延焼遮断帯としての機能をもたせた計画に努めるものとする。

(4) ライフライン等

災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。

2 都市防災構造化推進事業の利用

村（建設課）は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用するものとする。

(1) 災害危険度判定等調査事業

(2) 住民等のまちづくり活動支援事業

第3節 建築物の安全化

項 目	担 当
1 建築物の耐震性の確保	前橋土木事務所、建設課
2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保	関係各課
3 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進	関係各課
4 文化財の保護	教育委員会事務局

1 建築物の耐震性の確保

(1) 県（前橋土木事務所）は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

(2) 現行の建築基準法の適用を受けない既存建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定により、耐震診断及び耐震改修に努めることとされている。

県（前橋土木事務所）は、必要に応じて、学校や病院などの多数の者が利用する建築物等の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について指導及び助言等の措置を行うものとする。

(3) 榛東村耐震改修促進計画

村（建設課）は、「第2次榛東村耐震改修促進計画」（平成29年3月）を推進し、次の耐震化目標の達成を図る。

	令和2年度 (中間目標)	令和7年度 (最終目標)
住宅（減災化した住戸を含む。）	80%	90%
村有建築物	85%	90%

(4) 耐震改修に係る支援制度

村（建設課）は、耐震診断及び耐震改修に係る窓口を設置し、「榛東村木造住宅耐震診断者派遣事業」をはじめ、一定の条件の下で活用可能な耐震化の支援制度の周知を図る。

2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

(1) 村（関係各課）及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設（以下、この項において「公共建築物等」という。）については、耐

震性の確保に特に配慮するものとする。村（関係各課）は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係わるリストの作成及び公表に努めるものとする。

- （2）特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- （3）指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

3 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

村（関係各課）及び施設管理者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策及びエレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

4 文化財の保護

村（教育委員会事務局）は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第4節 ライフライン施設の機能の確保

「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」－「第5節 ライフライン施設の機能の確保」に準ずる。

第5節 液状化対策

項 目	担 当
1 公共施設等における液状化被害の防止	建設課、施設管理者
2 液状化対策の知識の普及	建設課

1 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校、百貨店、ホテル等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施するものとする。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。

2 液状化対策の知識の普及

村（建設課）は、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等のマニュアル等による普及をはじめ、一般住民に対し液状化対策の知識の普及を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制

「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」－「第7節 情報の収集・連絡体制」に準ずる。

第7節 通信手段の確保

「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」－「第8節 通信手段の確保」に準ずる。

第8節 応援要請と非常参集体制

「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」－「第9節 応援要請と非常参集体制」に準ずる。

第9節 防災関係機関の連携体制の整備

「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」－「第10節 防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。

第10節 防災中枢機能の確保

「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」－「第11節 防災中枢機能の確保」に準ずる。

第11節 救助・救急及び医療活動体制の整備

「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」－「第12節 救助・救急及び医療活動

体制の整備」に準ずる。

第12節 緊急輸送活動体制の整備

「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」－「第13節 緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。

第13節 避難収容活動体制の整備

「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」－「第14節 避難収容活動体制の整備」に準ずる。

第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」－「第15節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備」に準ずる。

第15節 広報・広聴体制の整備

「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」－「第16節 広報・広聴体制の整備」に準ずる。

第16節 複合災害対策

「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」－「第17節 複合災害対策」に準ずる。

第17節 防災訓練の実施

「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」－「第18節 防災訓練の実施」に準ずる。

第18節 災害被害を軽減する県民運動の展開

「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」－「第19節 災害被害を軽減する県民運動の展開」に準ずる。

第19節 防災知識普及計画

項 目	担 当
1 緊急地震速報の普及、啓発	総務課、防災関係機関

「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」－「第20節 防災知識普及計画」に準ずるほか、以下の対策を行う。

1 緊急地震速報の普及、啓発

村（総務課）及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。また、村及び防災関係機関は、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

《住民が緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動》

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して火を消そうとしない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第20節 村民の防災活動の環境整備

「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」－「第21節 村民の防災活動の環境整備」に準ずる。

第21節 要配慮者対策

「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」－「第22節 要配慮者」に準ずる。

第22節 その他の対策

「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」－「第24節 その他の対策」に準ずる。